

平成26年度 福井県大学院奨学生募集要項【在学採用】

1 目的

優れた資質を有しながら経済的理由により修学困難な大学院生に学資を貸与し、教育の機会均等に寄与することを目的としています。

2 出願資格

次の要件を全て満たす者としてします。

- (1) 福井県内に在住する者の子弟で、国内国・公・私立大学大学院に在学し、経済的理由により修学が困難な者
- (2) 日本学生支援機構大学院奨学生の貸与条件である学長の推薦基準を満たしていること
※新生でない者の出願を妨げるものではないが、選考にあたっては新生を優先する。

3 貸与月額・採用予定人数、貸付期間

(1) 貸与月額

① 修学奨学金

区 分	貸与月額	採用予定人数
修士・博士前期課程	84,000 円	若干名
博士後期課程	117,000 円	

※出願者多数の場合は、条件を満たしていても、採用枠の関係で採用されないことがあります。

(2) 貸付期間

平成26年4月から修了するまでの正規の最短修業年限

4 貸付利率、貸付方法

- (1) 貸付利率 無利子
- (2) 貸付方法 奨学生本人名義の金融機関の口座に、原則毎月20日に振込
※ただし、採用後初回の振込は、平成26年9月頃の予定（4月から遡って貸付）

5 他の奨学金との併給

なるべく多くの人に教育を受ける機会を提供するという趣旨により、他の奨学金との併給は認めないものとします。出願時の併願は可能ですが、採用が決定した場合、いずれかを選択していただきます。

6 出願手続

- (1) 出願者は、福井県奨学生願書に必要事項記入のうえ、必要関係書類（所得状況を証明する書類等）を添付し、学校が定める期限までに、在学している学校に提出してください。
- (2) 各学校の長は、別紙「福井県大学院奨学生推薦基準」により適格者を福井県教育委員会に推薦してください。
- (3) 各学校は、願書等の提出にあたっては、願書・添付書類を確認し、記入事項、押印等の有無を確かめ、7月2日（水）までに、福井県教育庁高校教育課あて提出してください。

7 提出書類

- (1) 福井県奨学生願書・・・【出願者が記入。成績・所見欄は学校が記入。】
- (2) 本人・配偶者の前年の収入状況を証明する書類（P3参照）・・・【出願者が添付】
- (3) 成績証明書（修士・博士前期課程 1年次：大学学部の成績、2年次：前年次の成績）・・・【出願者が添付】
（博士後期課程 1年次：修士・博士前期課程の成績、2年次：前年次の成績）
- (4) 父母（またはそれに代わる者）の住民票・・・【出願者が添付】
- (5) 福井県大学院奨学生推薦一覧・・・【学校が作成】

※出願者ごとに（1）～（4）の順番にまとめてクリップで留めてください。

添付書類がA4判以外の場合（源泉徴収票の写しなど）は、A4判の用紙に貼り付けてください。

8 採用の決定

県教育委員会は、各学校の長から推薦された者について資格を審査し、奨学生選考委員会の選考を経て、採用を決定します。結果は、在学している学校を通じて本人に通知します(8月通知予定)。

採用決定者には、通知と一緒に申請手続き書類(福井県奨学生貸付申請書等)を送付しますので、必要事項を記入し、在学する学校に提出してください。提出された申請手続き書類を確認したうえで貸付が決定します。

9 連帯保証人・保証人

出願時には、連帯保証人(父・母等)1名のみ必要ですが、採用決定後の申請手続きでは、連帯保証人1名のほかに、保証人(本人、連帯保証人と別生計で原則65歳未満の者 叔父・叔母等)が1名必要となります。未成年者等保証能力のない方は認められません。

10 奨学金の廃止・停止等

次のいずれかに該当するときは、奨学金の貸付が廃止・停止等となりますので注意してください。

(1) 廃止

- ① 病気やけがのため卒業の見込みがないとき
- ② 学業成績や生活態度が悪化するなど奨学生として適当でないと認められるとき
- ③ 家計好転等により、奨学金を必要としなくなったとき
- ④ 退学または死亡したとき
- ⑤ 原級にとどまったとき(ただし、その学年において休学を認められた場合は除く)
- ⑥ 父母またはそれに代わる者が本県外に転出したとき 等

(2) 停止

休学した場合、または3ヵ月以上の長期間にわたり欠席したとき

11 奨学金の返還

(1) 返還

- ・貸与終了後、「福井県奨学金借用証書」を学校を通して県教育委員会に提出していただきます。
- ・返還は、貸与終了月から起算し6ヵ月経過後、標準10年以内に、月賦・半年賦・年賦いずれかの方法で、県発行の納入通知書による金融機関窓口での納付、またはゆうちょ銀行での口座引落にて返還していただきます。
- ・奨学金は貸与ですので、貸与終了後は必ず返還しなければなりません。返還された奨学金は、新たな貸付資金となり、後輩奨学生に引き継がれていきます。貸与を受けられる方は、自らの責任と自覚によって、期限内に必ず返還してください。

○返還金額の目安

区分 (貸与月数)	貸与月額	貸与総額	1回あたりの返済額		
			年1回返済	半年ごとに返済	毎月返済
修士・博士前期課程 (24月)	84,000円	2,016,000円	201,600円	100,800円	16,800円
博士後期課程 (24月)	117,000円	2,808,000円	280,800円	140,400円	23,400円

(2) 返還の猶予

卒業後、上級学校等に進学したとき、病気・災害等により奨学金の返還が困難である場合は、返還猶予願を提出することにより、一定期間返還が猶予されることがあります。

(3) 返還免除

本人死亡、または心身に重度の障害を受けたため返還ができなくなったときは、返還免除願を提出することにより、返還が免除されることがあります。

出願する際に願書に添付する書類

※ 留意事項

- ・ 以下の添付書類がない場合や不備がある場合は、判定材料を欠くものとして不採用または不利になることがあります。
- ・ 添付書類が A4 判以外の場合（源泉徴収票の写しなど）は、A4 判の用紙に貼り付けて提出してください。

【本人・配偶者の前年（平成 25 年）の収入状況を証明する書類】

○ 定職収入がある場合

- (1) 給与収入の場合・・・平成 25 年分「源泉徴収票」の写し
(紛失した場合は、市町発行の平成 25 年分「所得（または課税）証明書」も可)
- (2) 給与以外の収入の場合・・・市町発行の平成 25 年分「所得（または課税）証明書」

※1 前年（25年）の途中または当年（26年）新たに就職・転職（開業・転業を含む）している場合は、新勤務先の年収見込証明書（出願時現在の月収および賞与等を考慮のうえ、年収を推算されたもので勤務先が発行。別紙様式（P4）または勤務先発行の書式。）あるいは、最新の給与明細書3ヵ月以上を提出してください。
給与明細書を提出する場合は、年収見込証明書（P4）に計算式（平均月収×15 ポーナスなしの場合は×12）を記入し、給与所得者の氏名・なつ印をしてください。計算式がない場合は×15で計算されます。

○ アルバイト収入がある場合

アルバイト収入先の収入証明書

○ 奨学金を受けていた場合

奨学生採用決定通知、奨学金受給額を証明する書類の写し

○ その他

年金、児童扶養手当、失業給付金等を受給している場合は、直近の通知書・証書の写し等金額が分かる書類（年金振込・改定通知書、傷病手当通知書、雇用保険受給資格者証等）
生活保護世帯で給与所得等がない場合は、福祉事務所長が発行する扶助の受給を証明する書類（保護決定・変更通知：1ヵ月の受給金額が記載されているもの）

年収見込証明書

※この年収見込証明書は、平成25年1月以降に勤務先に変更（転職・就職）があった場合の様式です。
 申込時現在の勤務先で証明を受けるか、新勤務先の給与明細（3ヵ月以上）のコピーを添付してください。

申込者氏名：

学 校 名：

就労者氏名：

Ⓜ

上記就労者の平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日までの給与収入は下記のとおり見込めることを証明します。

※収入の算出には、1年分の収入金額が必要です。就職から現時点までで1年に満たない時は、見込分を記載して1年分の年収にしてください。

月	給与月額 (扶養手当、通勤手当等を含む)	賞与等
平成 年 月	円	円
平成 年 月	円	円
平成 年 月	円	円
平成 年 月	円	円
平成 年 月	円	円
平成 年 月	円	円
平成 年 月	円	円
平成 年 月	円	円
平成 年 月	円	円
平成 年 月	円	円
平成 年 月	円	円
平成 年 月	円	円
平成 年 月	円	円
合計	① 円	② 円
総合計 (①+②)	円	円

平成 年 月 日

会社名

印

福 井 県 奨 学 生 願 書						学籍(学生証)番号			
貸付申込区分		修学奨学金							
福井県教育委員会 様 下記の記載事項に相違ありません。福井県奨学金を申し込みます。なお、万一記入すべき事項を故意に記入せず、または虚偽の記入をしたことが判明したときは、貸付契約を破棄されても異議は唱えません。									
学校名 <small>(在学大学院)</small>		大学大学院 ※ 修士・博士(前期) 博士(後期)		研究科 博士(医学・歯学・獣医学)		専攻 年	年次 月入学 年 月修了(見込)		
フリガナ 本人氏名		※ 男・女	印	住所					
生年月日		年 月 日生 (歳)		TEL - -					
連帯保証人 <small>(父母兄弟)</small>		印	住所						
生年月日		年 月 日生		TEL - -					
本人の収入状況	区分	勤務先		職業		収入金額(年額・税込)		週当たり 就労時間	
	定職					前年 万円	当年(見込) 万円	週	時間
	アルバイト					万円	万円	週	時間
						万円	万円	週	時間
						万円	万円	週	時間
		父母等からの給付額				万円	万円		
		奨学金(現在出願中のものを除く。)				万円	万円		
	その他の収入 (内容 :)				万円	万円			
配偶者の収入状況(定職収入のみ)		勤務先		職業		万円	万円		
氏名	(歳)					万円	万円		
本人および配偶者の収入金額合計						万円	万円		
奨学金の貸与を希望するにいたった家庭事情や、その他特に説明を要することを記入									

出願者は太線内を記入してください。

※の箇所は該当するものを○で囲んでください。

本人の履歴	履歴(学歴・職歴・自己研修・家事従事等を含む。)を記入		以前、福井県奨学生であった場合は、奨学生番号を記入
	年 月 ()	大学等卒業	
	年 月 ~ 年 月		
	年 月 ~ 年 月		

(注)空白期間のないように記入してください。

研究題目(研究分野)

大学院進学目的と研究計画

提出した論文の題名とこれまでの研究内容 (提出論文・紀要・学術雑誌等の発表論文等について記入)

出身大学の成績			修得単位数						科目数
大学	学部	学科	優	良	可	合格	認定	合計	
	年3月卒業								

大学院入学成績

※ 研究科 _____ 位 _____ ※ 上位 中位 入学成績は公表せず 推薦入学
 専攻 _____ 人中

大学院課程成績	授業科目		評価	単位	授業科目		評価	単位

指導教員の所見

指導教員氏名 ④

上記の者は、福井県奨学生として推薦基準に合致していると認め、推薦します。

平成 年 月 日

福井県教育委員会 様

大学名
 大学長氏名

職印

※の箇所は該当するものを○で囲んでください。

福井県大学院奨学生推薦基準

1 人物について

大学および大学院の学生生活における行動の全般を通じて、意志が固く、責任感が強く、中正妥当な性格で、特に研究心が旺盛な者であること

2 健康について

健康診断は、健康上の事由により修学上支障があるか否かを基準として次のいずれかによって判定し、修学上支障のない者を推薦するものとする。

なお、身体に障害がある者についても、修学上支障がなければ推薦して差し支えない。

(1) 定期健康診断による場合

学校保健法による定期健康診断の結果によって、医師が修学上支障がないと判断した者。ただし、1年次に在学する者については、入学者選抜のための健康診断によることができる。

(2) 医師の健康診断による場合

前記(1)の健康診断によることができない時で、出願時に「医師の健康診断」を受ける必要がある者については、その旨大学から本人へ指示し、医師が健康診断を行い、その結果により修学上の支障の有無について判断したもの(様式は特に定めない)

3 学力および素質について

大学ならびに大学院における成績が特に優れ、将来、教育・研究者、高度の専門性を要する職業人として活動する能力があると認められる者

1年次に在学する者は、大学における成績および大学院入学試験の成績、2年次に在学する者は、前年次の成績をもって判断する。

なお、提出論文がある場合は提出先を記入すること。

4 家計について

(1) 出願者本人の総収入額(配偶者がある場合は、配偶者の収入を含む。)が別表第1の収入基準額以下であること

ア 前項の総収入額とは、定額収入、アルバイト収入、金銭、物品など父母等からの給付、奨学金、その他の収入により本人が出願の前年1年間(1月から12月まで)に得た金額の合計をいう。ただし、定職による収入のうち給与所得以外の場合には収入金額から必要経費を控除した金額をいう。

イ 自宅通学者の父母等からの給付は、食費、住居費など金銭・物品を問わず本人の日常生活において一般的に家計から支出されたものを金額に算定した額および授

業料、通学費、小遣いなど本人に支給または本人に代わって家計から直接支払った金額の合計額とする。

ウ 自宅外通学者の父母からの給付は、食費、住居費など金銭・物品を問わず本人が父母等から給付を受けた額および父母等が本人に代わって家計から直接支払った金額の合計額とする。

エ 父母等からの給付額は、収入の証明書類によるほか、入学時に提出させる書類の活用、面接等により確認すること。

日常生活費（食費、住居費、光熱費等）については、家族全体の年間経費を家族の人数で割った額を本人分の年間給付額とみなして差し支えない。

なお、所得税法上父母等の扶養親族となっている者で父母等からの給付額の申告が38万円以下のときは38万円とみなす。

(2) 当年（見込）の収入について

出願の前年1年間（1月から12月まで）の収入金額に対して転・退職等により多額の変動があった場合は、出願時現在の状態で当年1年間の収入金額（見込）を記入すること。

5 推薦について

適格者の選考にあたっては、人物、健康、学力および家計の基準すべてに該当するか否かを検討する。

6 併給不可について

日本学生支援機構等他の奨学金の貸与が予定されている者については、福井県奨学金を貸与することができない。

別表第1 大学院奨学生に関する収入基準額表

区 分	修士・博士前期課程額	博士後期課程
収入基準額	299万円	340万円